

優秀選手表彰規程

平成24年12月 1日制定
平成28年 2月20日一部改正
平成29年 3月26日一部改正

(趣旨)

第1条 長野陸上競技協会(以下「この協会」という)は、優秀な競技者を表彰するため、この規程を定める。
(受章区分)

第2条 優秀選手の受章区分は次の通りとする。

- (1) 優秀選手章
- (2) 奨励章

(受章者の条件)

第3条 優秀選手章はこの協会の登録競技者であって、当該年次に次に掲げた条件のいずれかに該当した者に授与する。

- (1) 日本記録を樹立した者
- (2) 長野県記録を樹立した者
- (3) 長野県高等学校記録を樹立した者
- (4) 日本代表として国際大会に出場した者
- (5) 長野県代表として全国大会で入賞した者
- (6) 日本選手権で入賞した者
- (7) 標準記録を突破して全国大会で入賞した者
- (8) 予選会を通過して全国大会で入賞した者
- (9) 日本陸連主催の大会で入賞した者

上記(4)～(9)の対象競技会及び入賞の範囲は「別表1」のとおりとする。

2 奨励章は当該年次に次に掲げた条件のいずれかに該当した者に授与する。

- (1) 長野県中学校記録を樹立した者
- (2) 中学校の生徒で、全国大会において入賞した者

上記の対象競技会及び入賞の範囲は「別表2」のとおりとする。

- (3) 小学校の児童で、全国大会において入賞した者

上記の対象競技会及び入賞の範囲は「別表3」のとおりとする。

3 別表1～3以外の大会で、顕著な成績と認められる実績は、栄章審議特別委員会より推薦できる。

(受賞者の決定)

第4条 優秀選手章及び奨励章の受章者は、理事会の承認を経てこれを決定する。

(表彰の方法)

第5条 優秀選手の受賞者には、章記と副賞を贈る。

2 奨励章の受賞者には、章記と副賞を贈る。

(表彰の期日)

第6条 優秀選手章及び奨励章の授与の期日は、原則として毎年度末とする。

附 則

本規程は平成24年12月1日から施行する。

本規程は平成28年2月20日から施行する。(第6条改正)

本規程は平成29年4月1日から実施する。

※覚書：別表1～3の「入賞の範囲」は平成29年度中に再検討する。

(別表1)

大会名	種目	※入賞の範囲
日本陸上競技選手権大会 50km 競歩	男女 50km、ジュニア 10km	8位
日本陸上競技選手権大会混成競技	十種競技、七種競技	8位
U20 日本陸上競技選手権大会混成競技	十種競技、七種競技	8位
日本陸上競技選手権大会	全種目	8位
全国高等学校対校陸上競技選手権大会	全種目	8位
全国高等学校定時制通信制陸上競技大会	全種目	優勝

大会名	種目	※入賞の範囲
全国高等専門学校体育大会陸上競技	全種目	優勝
全国高等学校陸上競技選抜大会	3000m 競歩を除く種目	8位
日本学生陸上競技対校選手権	全種目	8位
日本学生陸上競技個人選手権	全種目	8位
全日本実業団対抗陸上競技選手権大会	全種目	8位
国民体育大会	全種目	8位
日本陸上競技選手権リレー競技大会	全種目	8位
U20 日本陸上競技選手権大会	全種目	8位
U18 日本陸上競技選手権大会	全種目	8位
全日本 50km 競歩高島大会	高校男子 10km、高校女子 5km	3位
全国高等学校駅伝競走大会	男子駅伝、女子駅伝	8位
皇后盃全国都道府県対抗女子駅伝競走大会	駅伝	8位
天皇盃全国都道府県対抗男子駅伝競走大会	駅伝	8位
日本陸上競技選手権大会男子・女子 20km 競歩	男子・女子 20km 競歩	8位
日本陸上競技選手権大会クロスカントリー	男子 12km、女子 8km	8位
U20 日本選手権クロスカントリー	男子 8km、女子 6km	8位

(別表 2)

大会名	種目	入賞の範囲
日本陸上競技選手権大会	全種目	8位
国民体育大会	全種目	8位
全日本中学校陸上競技選手権大会	全種目	8位
ジュニアオリンピック陸上競技大会	全種目	8位
全国中学校駅伝競走大会	男子駅伝、女子駅伝	8位
皇后盃全国都道府県対抗女子駅伝競走大会	駅伝	8位
天皇盃全国都道府県対抗男子駅伝競走大会	駅伝	8位
全国中学生クロスカントリー選手権大会	男・女 3km	8位

(別表 3)

大会名	種目	入賞の範囲
全国小学生陸上競技交流大会	全種目	8位
全国小学生クロスカントリーリレー研修大会	チーム対抗クロスカントリーリレー	8位

優秀選手表彰規程に関する申し合わせ事項

平成24年12月 1日制定

平成29年 3月26日一部改正

○表彰に関する申し合わせ

- ・優秀選手表彰に関し、同一人が複数の項目に該当する場合も、同一年内において複数の表彰は行わない。
- ・長野県記録、長野県高校生記録、長野県中学生記録は、「長野県の記録公認要領」により公認されたものを表彰の対象とする。

○副賞に関する申し合わせ

- ・優秀選手章ならびに奨励章の副賞として、商品券を贈呈するものとする。
- ・優秀選手章の副賞として、一般・大学生には1万円、高校生には5千円の商品券を贈呈する。なお、リレー競技及び駅伝の表彰に関しては、樹立したメンバー(実際に競技した者)全員にそれぞれ贈呈するものとする。
- ・奨励章の副賞として5千円の商品券を贈呈する。なお、リレー競技及び駅伝の表彰に関しては、樹立メンバー(実際に競技した者)全員にそれぞれ贈呈するものとする。

附 則

本申し合わせは平成 24 年 12 月 1 日から施行する。

本申し合わせは平成 29 年 4 月 1 日から実施する。(表彰の対象変更)